

# 平成21年産米の市町村別需要量に関する情報の算定方針について

平成20年12月25日  
農林水産部 水田総合利用課

## 1 国から県への需要量に関する情報提供

平成21年産米に係る需要量に関する情報として国から示された本県の生産数量目標は、467,160 t となった。

前年数量との比較では、全国の数量は据え置かれたが、本県は1.6%、7,650 t の減少となった。

平成20年産米	平成21年産米	増 減
〔秋田県〕 ○ 生産数量目標 474,810 t  〔削減前の生産目標数量 478,357 t ・ H19生産調整取組状況に ▲ 3,547 t に基づく生産オーバー分〕 ○ 数量の面積換算値 82,860ha	〔秋田県〕 ○ 生産数量目標 467,160 t  〔削減前の生産目標数量 467,452 t ・ H20生産調整取組状況に ▲ 292 t に基づく生産オーバー分〕 ○ 数量の面積換算値 81,530ha	7,650 t の減    1,330haの減
〔全 国〕 ○ 生産目標数量 815万 t  ○ 数量の面積換算値 154万ha	〔全 国〕 ○ 生産目標数量 815万 t  ○ 数量の面積換算値 154万ha	据え置き  据え置き

## 2 市町村別の需要量に関する情報の算定方針

### (1) 基本的な考え方

ア 生産現場における営農の継続性や市町村別の転作率に配慮しつつ、米政策改革が求める需要ニーズに応じた売れる米づくりを推進するため、平成21年産米の数量算定に関しては、次の3点を柱に配分。

① 「基本数量割」

営農の継続性に配慮し、前年の市町村別数量シェアにより数量を算定。

② 「米づくり改革要素割」

良質米生産や安定生産、担い手の状況（水田経営所得安定対策加入者の水田面積シェア）、低コスト栽培（直播栽培）、環境保全型農業の推進（有機栽培米、特別栽培米）、こだわり米への取り組みなど、産地の状況や米づくりに向けた努力等を評価して数量を算定。

③ 「品種別作付誘導推進枠」

「あきたこまち」から「めんこいな」等への作付転換数量に応じて数量を算定。

イ さらに、市町村からの報告された平成20年度における生産調整の取組状況に基づき、市町村別の過剰数量シェアを算出し、国から控除された生産オーバー数量を、該当市町村の数量から削減する。

ウ アの①、②及びイによる算定の結果、イに該当する市町村の減少率が、県平均の減少率より小さくなる（緩和される）場合は、所定の調整を行い、市町村間の公平性を確保する。

(2) 算定方法

① 配分のウェイト付けについて

○ 国からの数量（但し、生産オーバー補正前）から、「品種別作付誘導推進枠」数量控除後の数量を「基本数量割分」70%、「米づくり改革要素割分」30%のウェイトで分割する。

国からの情報数量（補正前） 467,452 トン

ア、「品種別作付誘導推進枠」	1,259トン【控除後数量 466,193トン】
イ、「基本数量割分」	466,193トン × 70% ≒ 326,336トン
ウ、「米づくり改革要素割分」	466,193トン × 30% ≒ 139,857トン

② 「基本数量割分」について

ア、平成20年産米の市町村の生産数量目標について、1年間の水田面積の増減（かい廃、市町村を越える権利移動）に相当する数量を加除する。

市町村の平成20年産米生産数量目標への水田面積増減の数量加除

= H20市町村別生産目標数量 ± 水田面積の増減（注1） × 市町村別単収（注2）

（注1）増減面積には、20年産の水稻の作付率を加味。

（注2）東北農政局秋田農政事務所が公表している過去7カ年の市町村別単収のうち、最高年と最低年を除いた5カ年の平均。

イ、アにより算出された市町村別の数量加除後の数量をもとに、その全県の合計数量に占める構成比（シェア）を算出。

$$\text{市町村別シェア} = \frac{\text{市町村別の平成20年産米生産数量目標の加除後の数量}}{\text{上記の全県計}}$$

ウ、「品種別作付誘導推進枠」数量控除後の数量の7割に相当する数量（326,336トン）に、イのシェアを乗じて、市町村の「基本数量割分」を算定する。

$$\text{市町村別の「基本数量割」数量} = 326,336\text{トン} \times \text{市町村別シェア}$$

### ③ 「米づくり改革要素割分」について

ア、「米づくり改革要素」として、次の6要素を設定し、市町村ごとに各項目の県平均に対する係数を算定する。

a	一等米比率（H16～19の4中3）	（係数1）
b	単収の安定度（H10～19の10中8）	（係数2）
c	経営安定対策加入者の水田面積カバー率（H20）	（係数3）
d	直播栽培の面積比率（H20）	（係数4）
e	有機・特別栽培米及びこだわり米の数量比率（H19）	（係数5）
f	「あきたこまち」以外品種の数量比率（H18）	（係数6）

（各係数の説明）

$$\text{係数1} = \frac{\text{市町村別の1等米比率}(\ast 1)}{\text{1等米比率の県平均}}$$

※1：過去4カ年中、上位3カ年の加重平均

$$\text{係数2} = \frac{\text{市町村別の単収の安定度}(\ast 2)}{\text{単収安定度の県平均}}$$

※2：過去10カ年中、平均値との乖離が大きい2カ年を除いた8カ年の平均

$$\text{係数3} = \frac{\text{市町村別の水田経営所得安定対策加入者の水田面積カバー率}(\ast 3)}{\text{全県のカバー率}}$$

※3：経営する水田面積（「所有権」、「利用権」、「特定作業受託」）

(注) 市町村間の格差補正を行う。

$$\text{補正後の率} = \text{補正前の率} + (100 - \text{補正前の率}) \times 2/3$$

$$\text{係数 4} = \frac{\text{市町村別の直播栽培の面積比率}(\ast 4)}{\text{全県平均面積比率}}$$

※4: 直播面積には、WCS、飼料用米の面積を除く。

(注) 市町村間の格差補正を行う。

$$\text{補正後の率} = \text{補正前の率} + (10 - \text{補正前の率}) \times 2/3$$

$$\text{係数 5} = \frac{\text{市町村別の有機・特別栽培米、こだわり米の数量比率}(\ast 5)}{\text{全県平均数量割合}}$$

※5: こだわり米は、「県慣行と異なる明確な栽培基準」、「自然環境等を活かした地域オリジナルの稀少米」、「その他、一般米とは異なる基準・規格など」(第2回幹事会で協議済み)

(注) 市町村間の格差補正を行う。

$$\text{補正後の率} = \text{補正前の率} + (100 - \text{補正前の率}) \times 2/3$$

$$\text{係数 6} = \frac{\text{市町村別の「あきたこまち」以外の品種の数量比率}(\ast 6)}{\text{全県平均数量比率}}$$

※6: 「あきたこまち以外の品種」として、対象となる米穀の種類は、うるち、もち、酒造好適米品種とし、飼料用、加工用米は除く。

(注) 品種別作付誘導推進枠の基準年がH18であることから、品種別作付誘導を実施できない地域に配慮し、H18の実績で評価している。

(注) 市町村間の格差補正を行う。

$$\text{補正後の率} = \text{補正前の率} + (100 - \text{補正前の率}) \times 1/2$$

イ. 上記6要素ごとのウェイトは、以下のとおりとする。

	要素名	ウェイト
a	一等米比率	7.5%
b	単収の安定度	7.5%
c	水田経営所得安定対策加入者の水田面積カバー率	7.5%
d	直播栽培の面積比率	3.5%
e	有機・特別栽培米及びこだわり米の数量比率	3.5%
f	「あきたこまち」以外の品種の数量比率	0.5%

ウ. イの数量に係る「市町村別水田面積と単収から算出される潜在的水稻生産数量の市町村別シェアに相当する数量(市町村別の持ち分)」を算出し、上記の各要素の市町村係数を乗じて、要素別数量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{要素別の数量} &= \text{「466,193トン} \times \text{要素別ウエイト\%} \\ &\times \text{「潜在的水稻生産数量（注）の市町村別シェア} \text{」} \times \text{「係数} \\ &\text{（注）潜在的水稻生産数量} = \text{水田台帳面積} \times 7 \text{中5単収} \end{aligned}$$

エ. ウの合算数量を、市町村の「米づくり改革要素割分」数量とする。

#### ④ 平成20年度の生産調整の取組状況に基づく生産オーバー分について

○ 生産オーバー分とは、需要量を上回る生産があった都道府県を対象に、そのシェアに応じ、国が都道府県別の需要量から削減する数量であり、本県は、292 t 削減された。

○ この削減数量（生産オーバー分）については、市町村毎の過剰生産数量シェアに応じ、該当する市町村の需要量から控除する。

（算定方法）

ア. 市町村から報告のあった20年産米に係る水稻作付面積報告（作付段階報告）から、市町村別の過剰作付面積に相当する数量シェアを算出する。

イ. 国から示された削減数量（292 t）に、アで算出した市町村別シェアを乗じ、削減すべき数量を算出する。

$$\begin{aligned} \text{削減数量} &= 292 \text{トン} \times \frac{\text{過剰作付市町村における過剰生産数量（注）}}{\text{上記市町村の県計}} \\ &\text{（注）過剰生産数量} = \text{過剰作付面積} \times 7 \text{中5単収} \end{aligned}$$

#### ⑤ 市町村別の数量について

ア ②と③の算定数量を合計し、さらに④の数量を減じた数量を、基本的には「市町村別の生産数量目標」とする。

イ ただし、生産現場における公平性を確保する観点から、下記に該当する市町村がある場合は、次に定める数量の調整措置を講ずる。

##### ○ 調整（数量控除）対象となる市町村

作付段階報告において過剰作付けとなっており、かつ、国から示された生産オーバー分が大幅に圧縮されことにより、結果として、生産オーバー分補正後の前年からの減少率が、補正前より緩和され、かつ、

- ・ 県全体の減少率より小さくなっている市町村。

#### ○ 調整の内容

- 県全体の補正前減少率を限度に、生産オーバー分補正前と同等の減少率となるよう、数量を調整する。但し、大幅な過剰作付け市町村は県平均減少率となるよう調整する。
- aの調整により生じた数量については、⑤の生産オーバー分の補正に該当しない市町村に対し、それぞれの数量シェアに応じて、再配分する。

#### 調整 a：控除する数量の算定

$$\text{削減数量} = \text{生産オーバー補正後数量} \times (\text{生産オーバー補正後減少率} - \text{補正前減少率 (注)})$$

(注) 県平均の補正前減少率を限度（削減数量は過剰生産数量を限度）  
但し、大幅な過剰作付け市町村においては県平均減少率とする

#### 調整 b：数量の再配分

$$\text{調整 a、b により生じた数量の合計} \times \text{⑤に該当しない市町村の数量シェア}$$

ウ 上記の調整後の数量を、品種別作付誘導推進枠を除いた市町村別生産数量目標とする。

### (3) 面積換算値の取り扱いについて

平成20年産米の需要量に関する情報から、都道府県別の数量と併せ、その面積換算値が示されており、市町村別の数量と併せ、面積換算値も併せて情報提供する。

#### ① 国の算定

- 都道府県別数量 ÷ 県別単年単収
- 本県面積換算値 467,160トン ÷ 5.73トン/ha ≒ 81,530ha

#### ② 市町村別の面積換算値の算定方法

品種別作付誘導推進枠を含めた市町村別数量を、市町村別7中5単収に統計補正係数に乗じた単収で割返した面積を「面積換算値」とする。

なお、面積換算値はアール未満を四捨五入する。

$$\text{面積換算値} = \frac{\text{市町村別数量}}{\text{市町村別7中5単収} \times \text{統計補正係数}}$$

※統計補正係数＝H20年平均収量÷市町村別収量の7中5による作柄表示地帯別の平均収量

## 平成21年産米の市町村別需要量に関する情報

市町村名	需 要 量			A の 面積換算値  D ha
	21年産米の 需要量に関する 情報合計 A=B+C トン	21年産米の 需要量に関する 情報 B トン	品種別作付 誘導推進枠 C トン	
	鹿角市	13,154.045	13,114.000	
小坂町	1,489.489	1,484.000	5.489	285.34
大館市	23,244.730	23,222.000	22.730	4,218.64
北秋田市	19,032.000	19,032.000	0.000	3,517.93
上小阿仁村	1,650.000	1,650.000	0.000	310.73
能代市	22,681.188	22,619.000	62.188	4,000.21
藤里町	2,847.418	2,814.000	33.418	513.05
三種町	21,664.697	21,614.000	50.697	3,827.68
八峰町	6,704.599	6,659.000	45.599	1,182.47
秋田市	28,994.230	28,994.000	0.230	5,016.30
男鹿市	15,301.297	15,281.000	20.297	2,689.16
湯上市	11,411.000	11,411.000	0.000	1,950.60
五城目町	5,895.500	5,888.000	7.500	1,071.91
八郎湯町	4,272.000	4,272.000	0.000	735.28
井川町	4,285.000	4,255.000	30.000	747.82
大湯村	25,033.665	24,900.000	133.665	4,301.32
由利本荘市	39,475.000	39,475.000	0.000	6,937.61
にかほ市	12,472.000	12,472.000	0.000	2,211.35
大仙市	68,953.620	68,913.000	40.620	11,827.38
仙北市	17,649.610	17,629.000	20.610	3,174.39
美郷町	23,542.505	23,479.000	63.505	4,031.25
横手市	60,780.147	60,172.000	608.147	10,372.04
湯沢市	21,898.348	21,874.000	24.348	3,749.72
羽後町	13,523.441	13,474.000	49.441	2,315.66
東成瀬村	1,204.000	1,204.000	0.000	228.90
合計	467,159.529	465,901.000	1,258.529	81,617.11